

平成24年5月7日

世田谷区立駒沢中学校 学校運営委員会（地域運営学校）

1 趣旨

- (1) 保護者や地域の皆様の学校教育活動への参画を推進し、保護者や地域の声を反映する学校運営を進めます。
- (2) 積極的な情報公開に努め、開かれた学校づくりを進めます。
- (3) 生徒の声を反映させた学校づくりを進めます。
- (4) 生徒の学習活動や地域行事への参加、保護者や地域の皆様の学校教育活動への参加や防災・防犯活動を通じて、地域のネットワークづくりを進めます。

2 委員

◎委員長 ○委員長職務代理者

		所 属	選 出	備 考
1	加藤敏久委員	駒沢中	校長	
2	白鳥裕子委員	駒沢中PTA	駒沢中PTA	
3	中山啓子委員	駒沢中PTA	駒沢中PTA	
4	井上 忠委員	町長 上馬駒沢明和会	地域（学校協議会）	
5	樋口正明委員	町会 上馬駒沢明和会	地域（学校協議会）	○
6	坪川真央委員	國學院大学生	卒業生代表	
7	山本浩美委員	駒沢小	就学予定保護者代表	
8	伊藤佳代委員	弦巻小	就学予定保護者代表	
9	青木法子委員	三軒茶屋小	就学予定保護者代表	
10	佐俣典子委員	学識経験者	学識経験者	◎

3 事務局

駒沢中学校副校長 本田 仁

駒沢中学校主幹教諭 三浦英昭 柴田康正 室橋清志

駒沢中学校事務主任 田中正良

4 年間計画 必要に応じて臨時に委員会を招集することがあります。

月 日	時 間	予 定	場 所	備 考
5月7日(月)	17:30～ 18:30	委嘱状交付、委員長及び委員長職務代理者の選出 学校経営方針の承認、年間計画の決定・確認	駒沢中学校校長室	
7月4日(水)	17:00～	学校運営について（教務・生活指導等）1学期の総括	駒沢中学校校長室	
9月19日(水)	17:00～	2学期の学校運営、次年度の見通しについて	駒沢中学校校長室	
11月28日(水)	17:00～	学力調査、体力調査の結果等について 2学期の総括、地域合同防災訓練の計画 教職員の任用に関する意見	駒沢中学校校長室	
1月30日(水)	17:00～	地域合同防災訓練の計画、次年度の諸計画	駒沢中学校校長室	
3月13日(水)	17:00～	学校関係者評価の結果、次年度の学校経営方針、諸計画	駒沢中学校校長室	

(関連法規)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第55条第1項、第58条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。